



No. 317

令和5年10月2日

トピックス ～ 消費税インボイス制度の実務上の留意点（続）～

いよいよ今月から消費税インボイス制度が始まります。今号では、前号に引き続いて改めて確認すべき点をご案内致します。詳しくは当事務所にお尋ねください。

1. クレジットカード利用明細書

クレジットカード会社が発行する「クレジットカード明細書」は、商品等を購入した店舗等が発行したものではなく、適用税率などの記載事項の要件も満たさないため、インボイスには該当しません。商品等を購入したときに**店舗等が発行する領収書等と併せて保存が必要です。**

2. ETCクレジットカード

「ETC利用照会サービス」のWEBサイトからダウンロードできる利用料金が確定した「利用証明書」をすべて保存するのが原則の方法となります。ただし、高速道路の利用頻度が高く、「利用証明書」のダウンロードが困難なときは、「クレジットカード利用明細書」と利用した**高速道路会社等ごとに任意の一取引の「利用証明書」（ある意味で、サンプル）を併せて保存することにより、インボイスの保存があるものとする**ことができます。

3. 出張旅費等

会社が従業員等に支払う出張旅費、宿泊費、日当等はインボイスの保存は不要で、一定事項を記載した帳簿の保存のみでよいとされています（出張旅費等特例）。支給方法は、一定額を支給する方法と実費を後で精算する方法がありますが、どちらでもよいとされています。ただし、会社が宿泊代をホテルに直接支払っている場合などは、上記特例の対象外となり、ホテル等のインボイスの保存が必要となりますので、ご注意ください。

4. 航空券代・タクシー代

3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送についてインボイスが不要となる「公共交通機関特例」がありますが、**航空券代とタクシー代は「公共交通機関特例」の対象外**となっております。そのため、会社が航空券を購入し、それを従業員に支給する場合などはインボイスの保存が必要となります。

5. 一人当たり5,000円以下の接待飲食費

税務上、得意先等への接待で飲食等を行った際の費用が一人当たり5,000円以下の場合、交際費等から除外することができます。5,000円以下となるか否かの判定は経理方式によって異なり、税込経理の場合は税込金額で、税抜経理の場合は税抜金額となります。インボイス制度が始まることにより、この判定金額に影響が出てきます。税込経理の場合または支払先がインボイス発行事業者の場合であれば今までどおりですが、支払先が**インボイス発行事業者でない飲食店で、税抜経理を採用しているときは、判定の金額が変わります。**その理由は、令和5年10月1日からの3年間は支払先がインボイス発行事業者でなくても80%の仕入税額控除の対象にすることができ、令和8年10月1日からの3年間は50%の仕入税額控除の対象にすることができる経過措置があるためです。

インボイス発行事業者でない**飲食店**で店内飲食を行った場合の5,000円基準のボーダーライン

	一人当たりの金額
令和5年10月1日～ 令和8年9月30日	5,393円
令和8年10月1日～ 令和11年9月30日	5,239円
令和11年10月1日～	5,000円

「暑さ寒さも彼岸まで」というフレーズも10月になってようやく使用可能になっており、朝晩はかなり涼しくなってきました。とはいえ、日中は真夏日になる地域が珍しくはありません。それでも隣の原っぱでは、自生えの彼岸花が健気にも咲きそろっています。赤とんぼも涼風の中をスイスイと飛び交うようになり、いよいよ秋本番の到来です。秋ならではの季節感を精々楽しむことにしましょう。

まずは健康談義から。還暦、古希と人生の大きな節目を軽々!と乗り越えてきましたが、来年の喜寿はともかく、あと数年後に迫る80歳の壁!を元気に踏破できるかどうか、といった健康の維持・増進に関心を高めております。色気はともかく、食気はまだまだ旺盛であることに感謝しつつ、時間配分に関しても、仕事や会務、大学の講義を今よりもセーブして、浮いた時間をジム通いに優先的に割り当てるようにしたいと考えています。「継続は力なり」とはよく言ったもので、たとえ1時間でもストレッチやウォーキングを毎日続けていると足腰が軽やかに感じ、少しずつながらも筋力がついてくるような気分になります。週5日のジム通いを目標にして頑張っていきたいと思います。但し「マスト(ねばならない)」ではなく、「プレジャー(すると楽しい)」という感覚が大切でしょうし、この気持ちが自ずと継続を促し、健康を実感できる好循環に繋がっていくことでしょう。

続いては、スポーツの話題です。来年フランスで開催されるオリンピックに向け、スポーツ界では日本人選手の代表選考を兼ねた世界選手権・ビッグイベントが目白推しです(本来の用法では「押し」ですが「推し」という表現もぴったりです。まだ聞き慣れなれませんが、「気に入って応援している人や物」を指して使う新しい若者言葉)。どのスポーツも俄かファンではありますが、世界のトップランキングといわれるアスリートの華麗なプレーを目の当たりにして、コンマ以下のミリ単位や秒単位の闘いに魅了されます。印象に残るのは、男子バスケットボール、女子バレーボール、バドミントン、ラグビー等々です。中でも、先日開催されたラグビーのワールドカップ・サモア戦です。1次リーグを突破して8強入りを果たすためには負けられない試合でした。後半に弱点が見えたものの、見事に勝利をつかみ取りました。悲しいかな、小生はルールをほとんど理解していないため、ちょっとした動作で攻守が入れ替わる場面では、直後の解説を聞いて、「へー、そうなんだ」と感心した次第です。イギリスが発祥の「紳士のスポーツ」といわれているものの、軀と軀がぶつかる文字通りの肉弾戦であり、危険なプレーが命に直結しかねず、近年、ますますルールが厳格になっています。エキサイトする場面でも、イエローカードを切られた選手は意外と冷静であり「審判絶対」という伝統は生きていました。もともと、微妙な判定には最新の映像機器が活用され、審判団の負担が軽減されるとともに、依怙贖戻(えこひいき)?も過去の遺物になりつつあります。8日には格上の強豪アルゼンチンとの対決が迫っております。がんばれ!ラグビー日本代表 “Brave Blossoms”!

《和奏・遼真通信》

和奏から先月行われた学校祭に関する長文の報告がLINEで届きました。もともと、直後の期末テストでは大変だったようですが、高校生活をエンジョイしている雰囲気がよく伝わってきました。メイクやファッションにも関心が高まっていて、今週末、東京から次女が帰省するに際し、和奏への誕生日プレゼントを一緒に買いに行く話も進んでいるようで、待ち遠しいようです。

一方、6年生の遼真はおとといの土曜日に部活動の一環で、隣の小学校との交流試合がありました。ポジションはキャッチャーで9番。試合前はあまり自信もなく気が進まなかったようですが、先制を許し0-4で負けていて、時間の関係で最終回となった最後の攻撃でヒットが続き一打同点の場面に打順が回ってきて、起死回生!のヒットを放ち、面目を施したとのこと。その安打の場面の動画が夜に送られてきました。スポーツの秋だと実感しております。そして今週は、6年生でのメインイベント修学旅行で奈良と京都へ一泊二日でお出かけとのこと。小生も経験した、なつかしい昔ながらのコースです。色々な体験談と4000円!!というお小遣いの中でどんなお土産を選んでくるか、今から楽しみにしております!



(令和5年10月2日 所長 橋本)